

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中熊本市中央消防署の部の次に次のように加え、熊本市西消防署の部南区の項及び熊本市東消防署の部を削る。

熊本市 東消防 署	熊本市 東区東 町4丁 目6番 17号	東区	全域
-----------------	---------------------------------	----	----

別表に次のように加える。

熊本市 南消防 署	熊本市 南区平 田2丁 目13 番1号	南区	全域
-----------------	---------------------------------	----	----

熊本市 益城西 原消防 署	上益城 郡益城 町大字	上益城 郡益城 町	全域
	寺迫 202 番地1	阿蘇郡 西原村	全域

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提出理由)

南消防署及び益城西原消防署を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。